

介護老人保健施設「きんもくせい」

指定訪問リハビリテーション

[指定介護予防訪問リハビリテーション] 運営規程

《事業の目的》

第1条 社会福祉法人愛和会が設置する介護老人保健施設きんもくせい（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある利用者に対し、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供を確保することを目的とする。

《指定訪問リハビリテーション運営の方針》

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問リハビリテーションの提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

6 前5項のほか、「豊中市指定居宅サービス等の事業の人員、

設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年豊中市条例第69号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

《指定介護予防訪問リハビリテーション運営の方針》

- 第3条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。
- 2 事業の実施に当たっては、指定介護予防訪問リハビリテーションの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
- 6 前5項のほか、「豊中市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成24年豊中市条例第73号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

《事業の運営》

第4条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に当たっては、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

《事業所の名称等》

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人 愛和会
介護老人保健施設 きんもくせい
- (2) 所在地 豊中市寺内一丁目1番10号

《従業員の職種、員数及び職務の内容》

第6条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
従業員および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) 医師（管理者と兼務） 1名（老健兼務 1名）
 - ・訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供にあたり、利用者の診療を行い、利用者の状況等を踏まえて訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）を作成すること。
 - ・訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供にあたり、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に適切に指示を行うこと。
- (3) 理学療法士 5名（常勤兼務 5名）
作業療法士 1名（常勤兼務 1名）
 - ・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
 - ・医師の指示及び訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づく指定訪問リハビリテーションの提供を行うこと。
 - ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、リハビリテーション会議の開催、利用者に関する情報の

共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

《営業日及び営業時間》

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。
但し、年末年始12月31日から1月3日は休業日とする
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする
- (3) サービス提供時間 午前8時45分から午後5時までとする。

《指定訪問リハビリテーションの内容》

第8条 事業所で行う指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
計画書の作成及び利用者又はその家族への説明
事業所の医師の診療に基づき、利用者の希望及び心身の状態等を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容の記載
- (2) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
計画書に基づく指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供
- (3) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）
計画書に基づくサービスの実施状況及びその評価についての診療記録の作成及び医師への報告
- (4) リハビリテーション会議の開催

《指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の利用料等》

第9条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サ

ービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年2月10日厚生省告示第19号)によるものとする。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)によるものとする。
- 3 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 4 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

《通常の事業の実施地域》

- 第10条 通常の事業の実施地域は、次の区域とする。
豊中市、吹田市

《衛生管理等》

- 第11条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

《事故発生時等における対応方法》

- 第12条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

《苦情処理》

- 第13条 指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

《個人情報の保護》

- 第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

《虐待防止に関する事項》

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

《身体的拘束等の原則禁止》

第16条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

《その他運営に関する重要事項》

第17条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年6回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定訪問リハビリテーション〔指定介護予防訪問リハビリテーション〕に関する指定居宅サービス等基準条例及び指定介護予防サービス等基準条例で定める記録を整備し、指定居宅サービス等基準条例及び指定介護予防サービス等基準条例で定める日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福

社法人愛和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成 30 年 9 月 1 日から施行する。